

2025年11月20日

各 位

会社名	株式会社クラウドワークス	
住所	東京都港区麻布台 一丁目3番1号	
代表者名	代表取締役社長	吉田浩一郎 (コード番号: 3900 東証グロース)
問い合わせ先	取締役	月井貴紹 TEL. 03-6450-2926

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025年12月23日開催予定の第14期定時株主総会に定款一部変更を付議することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- ①当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。  
また、事業目的の追加に伴い、号数を繰り下げるものであります。
- ②当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則を設けるものいたします。  
また、迅速な意思決定と機動的な業務執行の実現を目的として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨の規定の新設を行います。
- ③その他、各条項における条文の規定や表記文言の平仄を揃えるなどの変更を行います。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(12) (条文省略)</p> <p>(13) 投資事業</p> <p>(14)～(17) (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(18)～(31) (条文省略)</p> <p>第3条～第8条 (条文省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(12) (現行通り)</p> <p>(13) <u>企業の買収、合併等の組織再編行為、事業譲渡、資本提携、業務提携、投資等並びにこれらの仲介及び斡旋、コンサルティング及びアドバイザリーに関する事業</u></p> <p>(14)～(17) (現行通り)</p> <p>(18) <u>各種イベントの企画、実施及び運用</u></p> <p>(19)～(32) (現行どおり)</p> <p>第3条～第8条 (現行どおり)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が選定する。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。</p>
<p>第11条～第13条 (条文省略)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>	<p>第11条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第15条～第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>2 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第15条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は、10名以内とする。</p> <p><u>2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 増員により、又は補欠として選任された取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期は、他の在任取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 30 条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第 31 条 当会社は監査役及び監査役会を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 32 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 当会社は、取締役会の決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から、取締役社長 1 名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 31 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、<u>重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の選任)</u>  <u>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u>  <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の任期)</u>  <u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  <u>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p><u>(常勤監査役)</u>  <u>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u>  <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u>  <u>第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u>  <u>第39条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  <u>第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第41条 当会社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u>  <u>2 当会社は監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	(削 除)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新 設)	<u>第5章 監査等委員会</u> (監査等委員会の設置) 第32条 当会社は監査等委員会を置く。
(新 設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> 第33条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u> 第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議の方法)</u> 第35条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。
(新 設)	<u>(監査等委員会の議事録)</u> 第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。
(新 設)	<u>(監査等委員会規程)</u> 第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
	<u>第38条～第40条 (現行どおり)</u>
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	<u>第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u>
<u>第46条～第49条 (条文省略)</u>	<u>第42条～第45条 (現行どおり)</u>
(新 設)	<u>附則</u> (監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、会社法426条第1項の規定により、第14期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。 2 第14期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。

### 3. 変更の日程（予定）

- (1) 株主総会決議日 2025年12月23日
- (2) 定款変更の効力発生日 2025年12月23日